



2024年3月28日

各位

会社名 東邦金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 小樋 誠二
(コード番号: 5781 東証スタンダード)
問合せ先 総務部部長 西崎 友彦
(TEL: 06-6202-3376)

太陽鋳工株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定及び 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2024年3月15日付「太陽鋳工株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、太陽鋳工株式会社（以下「太陽鋳工」といいます。）は、2024年1月31日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年3月21日をもって、当社株式2,156,275株（議決権所有割合（注）:93.02%）を所有するに至り、太陽鋳工は当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が2024年1月30日に公表した「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数（2,338,001株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（19,911株）を控除した株式数（2,318,090株）に係る議決権数（23,180個）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、議決権所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

太陽鋳工は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2024年1月30日に公表いたしました「太陽鋳工株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、太陽鋳工が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社を太陽鋳工の完全子会社とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（但し、太陽鋳工及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を太陽鋳工に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で太陽鋳工より本株式売渡請求に係る通知を受領し、当社取締役会は、本日、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2024年4月16日まで整理銘柄に指定された後、2024年4月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	太陽鋳工株式会社	
(2) 所 在 地	神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木一史	
(4) 事 業 内 容	鉄鋼用合金鉄、化学工業用薬品、希土類等の製造販売	
(5) 資 本 金	2億円	
(6) 設 立 年 月 日	1949年3月31日	
(7) 大株主及び持株比率 (2024年1月30日現在)	太陽鋳工株式会社従業員持株会	14.04%
	太陽林産株式会社	11.74%
	鈴木 一誠	6.38%
	高畑 新一	5.19%
	株式会社コージ	5.00%
	東邦金属株式会社 鈴木 一史	4.91% 4.85%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	太陽鋳工は、本日現在、当社株式2,156,275株（議決権所有割合：93.02%）を所有しております。	
人 的 関 係	当社の取締役5名のうち1名が太陽鋳工の代表取締役社長を兼任しております。	
取 引 関 係	当社は、太陽鋳工よりモリブデン原材料の購入等の取引を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	太陽鋳工は当社の親会社であり、太陽鋳工と当社は相互に関連当事者に該当します。	

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2024年3月28日（木曜日）
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2024年3月28日（木曜日）
売 買 最 終 日	2024年4月16日（火曜日）
上 場 廃 止 日	2024年4月17日（水曜日）
取 得 日	2024年4月19日（金曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき1,885円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、太陽鋳工から、本日付で、本株式売渡請求をする旨の以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）
太陽鋳工は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 1,885 円（以下「本売渡価格」といいます。）の金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2024 年 4 月 19 日
- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
太陽鋳工は、本売渡対価の支払のため、2024 年 3 月 14 日付で株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、三井住友銀行から、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行なうことを予定しており、また、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。
- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。
但し、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について太陽鋳工が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとしたします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格

に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2023年10月3日に太陽鋳工より本取引に関する初期的な打診を受け、その上で、同月12日に、太陽鋳工からの意向表明書の提出を受け、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えられるとともに、本取引の提案に至った背景及び本取引の意義・目的について初期的な説明を受け、太陽鋳工に対し、具体的な意思表示や否定的な回答はせず、仮に本件を進めることになった場合の手続き、非公開化の時期等の詳細を確認したいとの申し出を行い、太陽鋳工と本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。当社においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定するとともに、2023年10月下旬、太陽鋳工及び当社から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選任いたしました。また、当社は、太陽鋳工の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、太陽鋳工が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、当社の役員に太陽鋳工の役員を兼任する者がいること等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、2023年10月30日付で、当社の社外取締役である飯島宗文氏、社外監査役である大谷泰史氏及び外部有識者である三谷革司氏（弁護士・スパークル法律事務所）の3名によって構成される、太陽鋳工及び当社のいずれからも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。また、当社は、太陽鋳工から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、2023年11月9日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております（詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して太陽鋳工との間で複数回に亘る協

議・交渉を行いました。

本公開買付価格については、当社は、2023年12月25日に、太陽鋳工から、本公開買付価格を1,570円（提案実施日の前営業日である同月22日の終値1,207円に対して30.07%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,260円に対して24.60%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,291円に対して21.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,386円に対して13.28%のプレミアム）とする第1回目の提案書の提出を受けました。当社は、太陽鋳工の提案に対し、同月27日に、当社の一般株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、当社は、太陽鋳工から、2024年1月9日に、本公開買付価格を1,670円（提案実施日の前営業日である2024年1月5日の終値1,246円に対して34.03%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,231円に対して35.66%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,262円に対して32.33%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,371円に対して21.81%のプレミアム）とする第2回目の提案書の提出を受けました。当社は、太陽鋳工の再提案に対し、同月11日に、依然として一般株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、当社は、太陽鋳工から、2024年1月17日に、本公開買付価格を1,750円（提案実施日の前営業日である同月16日の終値1,217円に対して43.80%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,221円に対して43.33%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,255円に対して39.44%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して28.58%のプレミアム）とする第3回目の提案書の提出を受けました。当社は、太陽鋳工の再提案に対し、同月18日に、依然として少数株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、当社は、太陽鋳工から、2024年1月22日に、本公開買付価格を1,880円（提案実施日の前営業日である同月19日の終値1,198円に対して56.93%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.48%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,252円に対して50.16%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,356円に対して38.64%のプレミアム）とする第4回目の提案書の提出を受けました。当社は、太陽鋳工の再提案に対し、同月23日に、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、本公開買付価格の更なる引き上げについて、再検討を要請しました。その後、当社は、太陽鋳工から、2024年1月25日に、本公開買付価格を1,885円（提案実施日の前営業日である同月24日の終値1,219円に対して54.63%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,349円に対して39.73%のプレミアム）とする最終提案を受けました。当社は、当該提案に対し、同月29日に、当該提案を応諾し、本公開買付価格を1,885円とすることに合意するとの回答をしました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、適宜、本特別委員会に報告し、本特別委員会から確認及び意見の申述等を受けております。具体的には、太陽鋳工との交渉にあたっては、本特別委員会の意見を踏まえた交渉方針に従って対応を行っており、また、太陽鋳工から本公開買付価格の提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その助言を踏まえて当社内にて検討を行い、対応を行っております。

そして、以下のとおり、当社としても、太陽鋳工の完全子会社となることにより、以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

イ) 事業面のシナジー

当社としては、太陽鋳工は湿式合成や化学反応を得意としており、当社は乾式工程や加工技術に強みがあると認識しております。しかし、現状の当社への出資比率では両社間で製品開発体制

の構築やお互いに秘匿性の高い情報を必要とする共同研究を行うことができず、また製品の共同搬送や倉庫の共有など、全体最適の考えのもとでお互いの経営リソースを集約・効率化を図るような取組みは行うには限界がありました。本取引を行うことで、湿式合成によりモリブデンを主成分とする中間製品の製造を担う上工程の業種である太陽鋳工と、乾式工程によりモリブデン合金を製造、更には合金を加工し製品化することを担う下工程の業種である当社がより連携を深めることにより、一気通貫でのモノづくりが可能となることで、現状の当社への出資比率では実現できなかった経営資源の相互活用や収益性向上、また両者間での製品開発体制の構築や共同研究の実施といったメリットを、完全子会社化により全体最適の考えのもとで両社が享受することができ、更には、競合他社に対する優位性を高めることに繋がると考えております。従前より、太陽鋳工と当社の間では、互いの研究内容の紹介や、技術相談や技術交流等の面で議論を行っており、本取引の実現により実質的に太陽鋳工と当社が一体運営となることで、互いの秘匿性の高い情報や研究内容を融合し最適条件を見出すことで、それぞれの強みを活かすことが可能となると考えております。具体的には、当社の技術開発部と太陽鋳工の赤穂研究所でコラボレーションが可能になる機会が増えることで、これまでにない新規製品づくりの可能性が広がると考えております。実際には、以下の具体的な取組みができると考えております。

- ① 既に取り組んでいるバナジウム材料の共同研究の深化
- ② 太陽鋳工の製品である金属バナジウムの加工への当社関与
- ③ 主に新規金属を取り扱う際の、太陽鋳工の持つ知見とネットワークを利用
- ④ 当社⇒精密加工会社⇒太陽鋳工⇒原料メーカー間での定期的交流の増加、営業面、製造面でのコラボレーションの実現による新たな製品の共同開発

また、顧客と直接の接点がある当社が顧客からのニーズを入手し、その対応において太陽鋳工が原料段階から改善・応用に関与することにより、より競争力のある製品開発体制の構築が可能となると考えております。

ロ) 財務面のシナジー

太陽鋳工の完全子会社としての信用力が当社に付加されることにより、取引金融機関からの資金調達余力の改善や、現状の財務的負担と想定される金利条件・担保条件の改善が期待できると考えております。また、両社間で得策と判断される場合は、必要に応じて直接的な資金支援や保証差入による側面的な支援等も考えております。更に、完全子会社化による上場廃止により、当社において不要な費用削減ができ、労務面、開発面の運営に資金を向けることが出来ると考えております。

ハ) 組織面のシナジー

間接部門におけるノウハウ共有や、両社間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待でき、本取引後に想定している上記の事業面及び財務面と合わせたシナジーの実現による企業価値向上策を実行していくことでより魅力的な企業となり従業員のモチベーションの向上に繋がると考えております。また、新卒の採用面においては大学及び大学院の研究室との関係構築が重要であり、大学及び大学院の研究室と企業との信頼関係構築において、学生の就職先として実績があることは大きな強みであると考えております。本取引後、大学及び大学院の研究室から見て太陽鋳工と当社が一体の会社として捉えられることにより、両社それぞれに繋がりが採用実績のある大学及び大学院の研究室を紹介することができるようになり、互いに採用実績がない大学及び大学院の採用窓口が広がることが期待でき、優秀な人材確保に寄与するものと考えています。加えて、採用活動における両社のノウハ

ウを共有し、採用活動を連携及び一体化することを通じて採用力を向上させるとともに紹介料や広告媒体費等コスト削減にも繋がり、効率的かつ幅広い採用活動が可能になると考えております。

総務・法務関係については、上場会社とその主要株主という従前の関係性においては、情報管理の観点等から緊密な連携が容易ではなかったものの、当社が太陽鉱工の完全子会社となることにより、緊密な連携を推進することができると考えております。具体的には、総務関係では、社内規程類について、双方に相談する機会を増やすことができ、双方が有する経営管理・労務管理等に関するノウハウを共有し、相互の社内規程に反映することにより、これまで以上に従業員が安心して働くことのできる職場づくりを目指すことができると判断しております。また、法務関係では、太陽鉱工の法務チームのノウハウと当社の上場企業としてのノウハウを共有することができ、国内外の顧客の要望する新規契約関係並びに既存契約の確認、顧客との取引形態の確認等について幅広くコミュニケーションを行い、当社と顧客が安心且つ安全に取引ができる体制の構築が可能となると判断しております。

なお、上場廃止により、当社は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の獲得といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを得られなくなります。もっとも、昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、現在の当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は、上場会社としてのステータスよりも、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいいため、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格（1,885円）は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しております。

- (a) 当該価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載されているみずほ証券から2024年1月29日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）における当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の範囲内であること。
- (b) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年1月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値1,254円に対して50.32%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,224円に対して54.00%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して40.57%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年1月19日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例19件におけるプレミアムの中央値（公表日前営業日の終値に対して45.4%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.1%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して53.2%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して55.7%）と比較しても、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近6ヶ月間の終値単純平均値においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏

まえると、低廉とは言えないこと。

- (c) 当該価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、太陽鉦工との間で真摯な交渉を重ねた結果、決定された価格であること。
- (d) 当該価格は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から2024年1月30日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、当社は、2024年1月30日開催の取締役会において当社の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記取締役会決議の詳細は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2024年3月15日、太陽鉦工より、本公開買付けの結果について、当社株式1,429,575株の応募があり、その全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2024年3月21日（本公開買付けの決済の開始日）付で、太陽鉦工は、議決権所有割合93.02%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、太陽鉦工より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社はかかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(a) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本売渡株式1株につき1,885円という本売渡対価は、本公開買付け価格と同一の価格であること及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(c) 太陽鉦工は、本売渡対価の支払のため、2024年3月14日付で三井住友銀行との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、三井住友銀行から、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行なうことを予定しており、また、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのこと、

等から、太陽鋳工による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本売渡価格を含む本株式売渡請求の条件等は妥当であると判断し、太陽鋳工からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2024年4月16日まで整理銘柄に指定された後、2024年4月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。

なお、上場廃止を目的とする理由並びに本売渡株主への影響及びそれに対する考え方につきましては、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、太陽鋳工及び当社は、当社は太陽鋳工の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収に該当しないものの、太陽鋳工は当社株式726,700株(所有割合(注):31.35%)を直接所有し、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、及び当社の役員に太陽鋳工の役員を兼任する者が存在すること等を考慮し、太陽鋳工及び当社は、買付け等の価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を実施しました。以下の記載のうち太陽鋳工において実施した措置等については、太陽鋳工から受けた説明に基づくものです。

(注)「所有割合」とは、当社第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(19,911株)を控除した株式数(2,318,090株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、太陽鋳工及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関として、みずほ証券に対し

て、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024年1月29日に、当社株式価値算定書を取得いたしました。

当社がみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2023年10月30日に、飯島宗文氏（当社社外取締役）、大谷泰史氏（当社社外監査役）及び三谷革司氏（弁護士・スパークル法律事務所）の3名から構成される、太陽鋳工及び当社のいずれからも独立した本特別委員会を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していません。また、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。）。

当社は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(ii)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）に関する事項、(iii)本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(iv)上記(i)乃至(iii)を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益なものでないこと（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。さらに、当社取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないことを併せて決議しております。

加えて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)本取引に係る調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(ii)当社に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を太陽鋳工に伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら太陽鋳工（本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、(iii)特に必要と認めるときは、当社の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限を付与いたしました。これを受けて、本特別委員会は、当社の第三者算定機関であり、かつ、ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社の第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

本特別委員会は、2023年11月9日より2024年1月29日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、本特別委員会は、(i)太陽鋳工に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、(ii)当社に対する、みずほ証券による当社株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに太陽鋳工の提案内容及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに(iii)みずほ証券に対する、当社株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行っております。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるTM

I 総合法律事務所から、本取引における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本取引に関する事項全般について法的助言を受けております。

更に、本特別委員会は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえ、太陽鋳工からより高い価格を引き出すための交渉方針について審議・検討するとともに、当社が太陽鋳工から本公開買付価格に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて太陽鋳工に対する交渉方針を審議・検討すること等により、太陽鋳工との間の本公開買付価格に関する協議・交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年1月30日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

a 本取引の目的の合理性（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

(a) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社及び太陽鋳工に対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- 太陽鋳工は、1954年の当社への出資を契機とし、太陽鋳工から当社に対する経営実務に精通した人材の派遣や、当社へのモリブデン原材料の販売を行う等、長年にわたり経営面及びビジネス面の両面において相互に事業の発展を支えあってきたところ、当社の主要販売先である家電、産業用電気設備及び通信設備・機器に関する市場の特徴として、製品技術の急速な進展や、顧客ニーズの変化に応じた頻繁な新製品の開発・導入等、製品の改廃が極めて短期間に集中的に進展する点が挙げられると認識し、今後もこれら新製品開発・市場投入のタイミングを逸失することなく変化に対して迅速に対応していくためには、環境の変化を的確に把握することが重要と考えており、当社単独ではなく、太陽鋳工と当社がより密に連携し、情報源の複数化や営業部内の情報共有を進め、顧客ニーズへの対応力を強化することで、リスク低減に努める必要があると認識している。また、当社の中長期的な事業成長のためには、事業環境の動きに応じた経営を念頭に、経営資源の効果的投入を図っていくこと、及び市場や顧客ニーズに合致した製品開発に資すると判断される場合等には大胆に経営資源を投下していくことが求められると認識しており、今後も太陽鋳工及び当社が一体となり、双方の企業価値向上のために相互の協力関係を更に深化させることが不可欠であると考えていた。
- 一方で、当社には太陽鋳工以外の一般株主も存在するため、当社の上場会社としての独立性や当社の少数株主の利益への配慮という観点から、太陽鋳工と当社との連携策を推進するに際しては当社において慎重な検討を履践することが必要となる等、当社株式の上場を維持したままでの迅速かつ機動的な連携強化には一定の制約があると感じていたことから、2021年8月より、太陽鋳工と当社の資本関係の一本化について検討するようになった。
- 太陽鋳工が、本取引において想定している具体的なシナジー効果は以下のとおりである。

(i) 事業面のシナジー

上工程を担当する太陽鋳工と、下工程を担当する当社がより連携を深めることにより、一気通貫でのモノづくりが可能となり、優位性を持つことができると考えている。更に、本取引の実現により実質的に太陽鋳工と当社が一体運営となることで、互いの秘匿性の高い情報や研究内容を融合し最適条件を見出すことにより、それぞれの強みを活かすことが可能となり、また顧客と直接の接点がある当社が顧客からのニーズを入手し、その対応において太陽鋳工が原料段階から改善・応用に関与することによって、より競争力のある製品開発体制の構築が可能となると考えている。

(ii) 財務面のシナジー

本取引の結果、太陽鋳工の完全子会社としての信用力が当社に付加されることにより、取引金融機関からの資金調達余力の改善や、現状財務的に負担となっていることと想定される金利条件・担保条件の改善が期待できると考えている。また、両社一体でみて得策と判断される場合は、必要に応じて直接的な資金支援や保証差入による側面的な支援等も考えている。

(iii) 組織面のシナジー

間接部門におけるノウハウ共有や、両社間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待できると考えている。採用面においては互いに採用実績がない大学及び大学院の採用窓口が広がることが期待でき、優秀な人材確保に寄与するものと考えている。

- ・ 当社としても、太陽鋳工の完全子会社となることにより、上記 (i) 乃至 (iii) の事業面のシナジー、財務面のシナジー及び組織面のシナジーの創出を見込むことができると考えている。なお、組織面に関する具体的なシナジーとして、総務・法務関係については、上場会社とその主要株主という従前の関係性においては、情報管理の観点等から緊密な連携が容易ではなかったものの、当社が太陽鋳工の完全子会社となることにより、緊密な連携を推進することができると考えている。具体的には、総務関係では、社内規程類について、双方に相談する機会を増やすことができ、双方が有する経営管理・労務管理等に関するノウハウを共有し、相互の社内規程に反映することにより、これまで以上に従業員が安心して働くことのできる職場づくりを目指すことができると判断している。また、法務関係では、太陽鋳工の法務チームのノウハウと当社の上場企業としてのノウハウを共有することができ、国内外の顧客の要望する新規契約関係並びに既存契約の確認、顧客との取引形態の確認等について幅広くコミュニケーションを行い、当社と顧客が安心且つ安全に取引ができる体制の構築が可能となると判断している。

(b) 検討

太陽鋳工は、当社の主要販売先である家電、産業用電気設備及び通信設備・機器に関する市場の特徴を踏まえると、製品技術の急速な進展や、顧客ニーズの変化に応じた頻繁な新製品の開発・導入等、製品の改廃が極めて短期間に集中的に進展し、今後もこれら新製品開発・市場投入のタイミングを逸失することなく変化に対して迅速に対応していくためには、環境の変化を的確に把握することが重要であり、太陽鋳工と当社がより密に連携し、情報源の複数化や営業部内の情報共有化を進め、顧客ニーズへの対応力を強化することで、リスク低減に努める必要があり、また、当社の中長期的な事業成長のためには、事業環境

の動きに応じた経営を念頭に、経営資源の効果的投入を図っていくこと、及び市場や顧客ニーズに合致した製品開発に資すると判断される場合等には大胆な経営資源を投下していくことが求められると認識しており、そのため、今後も太陽鋳工及び当社が一体となり、双方の企業価値向上のために相互の協力関係を更に深化させることが不可欠であると認識しており、かかる太陽鋳工の認識に不合理な点は認められない。

また、太陽鋳工が本取引を通じて実施することを期待している各施策、すなわち、事業面における連携の深化による一気通貫でのモノづくり、競争力のある製品開発体制の構築、財務面における信用力の付加による資金調達余力や金利条件・担保条件の改善及び現状の財務的な負担・コストの改善・解消を含む資金力の向上、組織面における人事面での活性化や採用に関する大学等とのリレーション構築・強化等は、これらが実現すれば、当社の企業価値の向上が期待できると考えられる。

更に、本特別委員会からの質問及び回答を通じ、当社も、本取引を通じてこれらの施策を実現することが可能であり、又は、期待することができると認識していることが確認できていることから、その実現可能性はあると考えられる。

また、本特別委員会からの質問及び回答を通じ、当社及び太陽鋳工における認識として、本取引に伴うデメリットとしては、当社が上場会社ではなくなることによる新規の人材の採用への影響の可能性が考えられるものの、想定される影響の程度は限定的であり、また、従業員の士気、取引先の信用、金融機関との関係についても、十分に説明することで手当てが可能であり、加えて、現在の当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は、上場会社としてのステータスよりも、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいことからすると、本取引に伴う大きなデメリットは存在しないと考えられることが確認できた。

(c) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は当社の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

b 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）に関する事項について

(a) みずほ証券による株式価値算定書

当社が、当社及び太陽鋳工から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価基準法によると1,224円から1,341円、DCF法によると1,745円から2,738円、とされているところ、本公開買付価格は、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の範囲内である。

そして、本特別委員会は、みずほ証券の株式価値評価に用いられた算定方法等について、みずほ証券から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠、余剰現金や事業外資産等の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。また、当社の事業計画については当社とも質疑応答を行い、その作成過程及び事業の現状に照らして不合理な点がないかという観点から検討した結果、合理的なものと認められた。

加えて、本公開買付価格（1,885円）は、当社株式の2024年1月29日の東京証券取引

所スタンダード市場における終値 1,254 円に対して 50.32% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値 (%) において同様とする。)、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,224 円 (小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とする。) に対して 54.00%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,251 円に対して 50.68%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,341 円に対して 40.57% のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日から 2024 年 1 月 19 日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例 19 件におけるプレミアムの中央値 (公表日前営業日の終値に対して 45.4%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 48.1%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 53.2%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 55.7%) と比較しても、公表日前営業日の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近 6 ヶ月間の終値単純平均においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6 ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏まえると、低廉とは言えないこと。

(b) 交渉過程の手続の公正性

下記「c 本取引の手続の公正性 (いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)」に関する事項について」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる公正性担保措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、太陽鋳工との間で真摯な交渉を重ねた結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の当社の株主を太陽鋳工のみとし、当社を太陽鋳工の完全子会社とするための一連の手続 (以下「本スクイーズアウト手続」といいます。) において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

(d) 対価の種類 の 妥当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、太陽鋳工が非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい太陽鋳工の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(e) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

c 本取引の手続の公正性 (いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。) に関する事項について

(a) 特別委員会の設置

当社は、2023 年 10 月 3 日に太陽鋳工より本取引に関する初期的な打診を受け、その上で、太陽鋳工から、同月 12 日に本取引の提案に至った背景、太陽鋳工にて想定している

シナジーを記載した意向表明書を提出され、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えられたことを受けて、当社は太陽鋳工の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、太陽鋳工が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、当社の役員に太陽鋳工の役員を兼任する者がいること等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2023年10月30日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益なものであるか否かについての意見を取得することを目的として、当社の社外取締役である飯島宗文氏、当社の社外監査役である大谷泰史氏及び外部有識者である三谷革司氏（弁護士・スパークル法律事務所）の3名から構成される本特別委員会を設置している。また、当社は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

(b) 当社による検討方法

当社が本取引について検討するにあたっては、当社及び太陽鋳工から独立した第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付け価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザー並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

(c) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付け価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を太陽鋳工との間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は書面及びみずほ証券を通じて、延べ4回にわたり本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を、太陽鋳工のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社を介して実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり1,885円という本公開買付け価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,570円とする太陽鋳工の当初の提案より、315円の価格引上げを引き出している。

(d) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、太陽鋳工及び本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社の取締役のうち、鈴木一史氏は太陽鋳工の代表取締役社長を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引について決議する当社取締役会の審議及び決議には一切参加しないことが予定されており、また、当社の立場において太陽鋳工との協議及び交渉にも一切参加しておらず、今後参加の予定もない。

加えて、岩隈和夫氏は健康上の理由から本取引について決議する当社取締役会を欠席する予定であるものの、上記取締役会に先立ち、当該決議の内容につき説明を受け、当社取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を得ることが見込まれている。

また、当社の取締役のうち、藤原一信氏（専務取締役）は、太陽鋳工の出身であるが、当社のみ在籍してから 10 年以上が経過しており、また、本取引に関して、太陽鋳工の側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加することが予定されているところ、かかる取扱いにつき不合理な点は見当たらない。

(e) マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) 条件

本公開買付けにおいて、太陽鋳工は、当社を太陽鋳工の完全子会社とすることを企図しているため、本公開買付けにおいて、818,700 株（所有割合 35.32%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない予定である。

買付予定数の下限（818,700 株）は、当社第 3 四半期決算短信に記載された 2023 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（2,338,001 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（19,911 株）及び太陽鋳工が所有する当社株式数（726,700 株）を控除した株式数（1,591,390 株）の過半数に相当する株式数（795,696 株）を上回っている。これは、買付予定数の下限が、太陽鋳工と重要な利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回っていることを意味しており、太陽鋳工と重要な利害関係を有さない当社の株主の過半数の賛同が得られない場合には、当社の少数株主の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしている。

(f) 対抗的な買付け等の機会を確保していること

太陽鋳工は、当社との間で、当社が太陽鋳工以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

また、太陽鋳工は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、当社株式について太陽鋳工以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することとしており、上記対抗的な買付け等の機会の確保と併せ、当該公開買付期間の設定により、本公開買付けの公正性の担保について配慮している。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、現時点における太陽鋳工の当社株式の所有割合（31.35%）を踏まえると、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいえないものと考えられる。

(g) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

d 上記を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益なものでないことについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、当社取締役会が、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び(ii) 本公開買付け後に株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた本スクイーズアウト手続を実施することを決定することは、当社の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、太陽鋳工及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、TMI 総合法律事務所は、太陽鋳工及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、TMI 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、太陽鋳工から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2023年10月12日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向表明書を受領した時点以降、当社の代表取締役社長、専務取締役、総務部部长、経理部部长及び総務部課長の合計5名（太陽鋳工との間で利害関係を有する者は含まれておりません。）からなる検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、太陽鋳工からの当社に対するデュー・デュー・ディジェンスに対応するほか、本特別委員会とともに、当社と太陽鋳工との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与してまいりました。また、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に太陽鋳工の役職員を兼任する当社の役職員について、当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程や、当社と太陽鋳工との間の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取り扱いを継続しております。

また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、2023年11月9日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行い

ました。

その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のようなイ) 事業面のシナジー、ロ) 財務面のシナジー及びハ) 組織面のシナジーの創出を見込むことができることから、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、(a) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載されているみずほ証券による当社株式価値算定書における当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること、(b) 本公開買付価格が、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年1月19日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例19件におけるプレミアムの中央値(公表日前営業日の終値に対して45.4%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.1%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して53.2%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して55.7%)と比較しても、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近6ヶ月間の終値単純平均値においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏まえると、低廉とは言えないこと、(c) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、太陽鋳工との間で真摯な交渉を重ねた結果決定された価格であること、並びに(d) 本公開買付価格は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていることから、本公開買付価格(1,885円)は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年1月30日開催の取締役会において、当社取締役5名のうち審議及び決議に参加した3名の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対して公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記取締役会においては、当社の取締役5名(小樋誠二氏、藤原一信氏、岩隈和夫氏、鈴木一史氏、飯島宗文氏)のうち、鈴木一史氏は現に太陽鋳工の代表取締役の地位を有していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、太陽鋳工との協議及び交渉に一切参加しておりません。加えて、岩隈和夫氏は健康上の理由から欠席したものの、上記取締役会に先立ち、当該決議の内容につき説明を受け、当社取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を得ています。

また、2024年1月30日開催の取締役会においては、当社の監査役3名全員が、上記決議に異議

がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、藤原一信氏（専務取締役）は、太陽鋳工の出身ですが、当社のみ在籍してから10年以上が経過しており、また、本取引に関して、太陽鋳工の側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

太陽鋳工は、当社を太陽鋳工の完全子会社とすることを企図しているとのことですので、本公開買付けにおいて、818,700株（所有割合35.32%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

買付予定数の下限（818,700株）は、当社第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数（2,338,001株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（19,911株）及び太陽鋳工が所有する当社株式数（726,700株）を控除した株式数（1,591,390株）の過半数に相当する株式数（795,696株）を上回っているとのことです。これは、買付予定数の下限が、太陽鋳工と重要な利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回っていることを意味しており、太陽鋳工と重要な利害関係を有さない当社の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

太陽鋳工は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、太陽鋳工と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び太陽鋳工の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

太陽鋳工は当社の支配株主（親会社）であり、本株式売渡請求の承認を含む本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2023年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書

において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。当社取締役会による本株式売渡請求に関する承認に関して、当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024年1月30日、本特別委員会から、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することの推奨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上